

## 吉川市道路用地補償規則

平成18年8月3日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市まちづくり整備基準条例(平成18年吉川市条例第24号。以下「条例」という。)第8条第5項の規定に基づく分筆の費用の負担及び同条第7項の規定に基づく道路後退後に分筆された土地(以下「道路用地」という。)の補償に関して必要な事項を定めるものとする。

(分筆登記等手数料)

第2条 条例第8条第5項の規定により負担する額は、毎年社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士会吉川支所に手数料の参考資料を求め、市長が勸案し、決定するものとする。

2 市長は、条例第8条第5項の規定により負担する額を所有権移転登記完了後に土地所有者に支払うものとする。

(道路用地補償)

第3条 条例第8条第7項の規定による補償は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めた部分について行うものとする。

(1) 条例第8条第1項第2号に該当するとき 同号に定められた部分から指定市道の境界線及び指定市道の中心線から水平距離2メートルの線に挟まれた部分を除いた部分

(2) 条例第8条第1項第3号に該当する場合で同号の市長が告示する川に沿わないとき 同号本文に定められた部分から当該指定市道の境界線及び当該指定市道の中心線から川その他これに類するものにかかる部分を除いて水平距離2メートルの線に挟まれた部分を除いた部分

(3) 条例第8条第1項第3号に該当する場合で同号の市長が告示する川に沿うとき 同号ただし書に定められた部分から当該川の側の指定市道の境界線及び当該境界線から開発区域側に水平距離4メートルの線に挟まれた部分を除いた部分

(4) 条例第8条第1項第4号に該当するとき 同号に定められた部分

2 条例第8条第7項の規定による補償の額は、前項に定める部分の固定資産税評価額に3分の1を乗じて得た額及び財団法人関東地区用地対策連絡協議会の監修する損失補償算定標準書により算出した物件移転に係る補償額の合計額とする。

(適用除外)

第4条 吉川市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年吉川市条例第8号)第2条の規定に基づく道路の帰属及び自己の居住又は業務以外の用に供する建築物を建築する場合については、前2条の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

## 吉川市自動車出入口設置基準

平成15年3月7日

告示第21号

### 1 目的

この基準は、自動車出入口設置基準を定めることにより、交通の安全及び人にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### 2 設置の基準

#### (1) 出入口の設置箇所数

出入口は、市道及び県道を通じ同一敷地に原則として1箇所とする。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって、出入口相互の間隔を原則として8メートル以上とするときは、この限りではない。

#### (2) 出入口の設置場所

出入口は、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所に設置するものとし、原則として次に掲げる場所には、設置することができない。

- ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5メートル以内の部分
- イ 横断歩道（停止線）から5メートル以内の部分
- ウ 公園、小学校及び幼稚園の出入口から20メートル以内の部分
- エ 橋詰から10メートル以内の部分
- オ 法令により自動車の横断が禁止されている部分
- カ 隣接敷地との境界から4メートル以内の部分
- キ 既存の出入口から8メートル以内の部分

#### (3) 出入口として開口できる幅

出入口の開口幅は、自動車の種類によって、次表のように定めるものとする。

| 自 動 車 の 区 分 |        |                     | 開口部の幅     |
|-------------|--------|---------------------|-----------|
| 小型自動車       | 長さ     | 4.7メートル以下           | 4.2メートル以下 |
|             | 幅      | 1.7メートル以下           |           |
|             | 最小回転半径 | 6.0メートル以下           |           |
| 大型自動車       | 長さ     | 4.7メートル超～12.0メートル以下 | 8.0メートル以下 |
|             | 幅      | 1.7メートル超～2.5メートル以下  |           |
|             | 最小回転半径 | 6.0メートル超～12.0メートル以下 |           |

#### (4) その他

(3)に該当しない自動車については、軌跡図に基づき、別に開口部の幅（最大値12.0メートルとする。）を決定し、その軌跡は、対向車線の全幅（構造的に往復分離されている道路は、片側の全幅）を使用するものとして作図する。

### 3 安全施設の設置

(1) 公共用又は営業用の目的等で多数の自動車を通行させるための出入口については、歩道内における自動車の通行若しくは駐車又は自動車の歩道内へのはみ出しを防止するための安全施設（車止め又はさく等）を必要に応じ歩道及び敷地内に設置す

ること。

- (2) 敷地が交差点に隣接し、出入口箇所でない隅切り部から自動車の出入りするおそれがある場合は、隅切り部からの車両の出入りを禁止するための安全施設（車止め又はさく等）を必要に応じ敷地内に設置すること。

#### 4 設置申請

設置工事の施工前には、次に掲げる図面を添えて申請するものとする。

- (1) 案内図（都市計画図等）
- (2) 平面図（施工箇所や申請地の状況の詳細図）
- (3) 構造図（施工前及び施工後の構造等）

#### 5 横断部分の構造の基準

##### (1) 歩道部分

別図第1又は別図第2を参照とする。

##### (2) 側溝

ア 側溝の横の厚さ（別図第3-1のA）が10センチメートル未満の場合は、横断用側溝（別図第3-2）に布設替え又は側溝の外側に厚さ10センチメートルコンクリートの補強（別図第3-3）とする。ただし、専用住宅については、別図第3-4、3-5を標準とする。

イ 現在のふたの厚さ（別図第3-1のB）が、10センチメートル未満の場合は、10センチメートルのふた又はグレーチングふた（T-20）と交換する。

##### (3) 大型自動車の出入口

大型自動車の出入口は、別図第4を参照とする。

##### (4) 水路部分

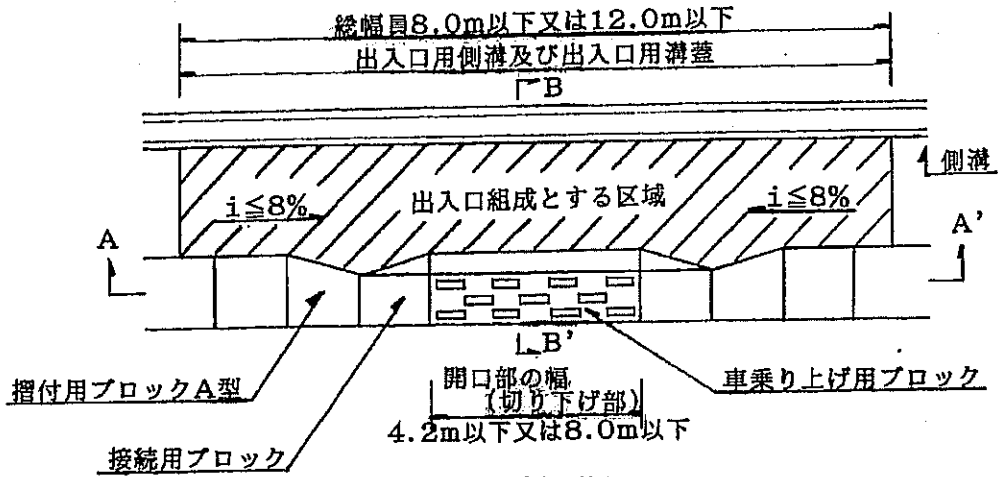
別図第5を参照とする。

##### 附 則

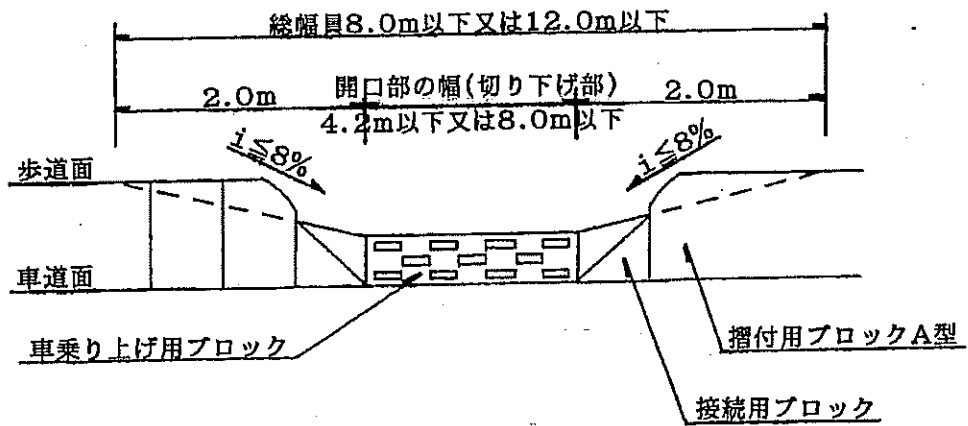
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

# 別図第1 マウントアップ式

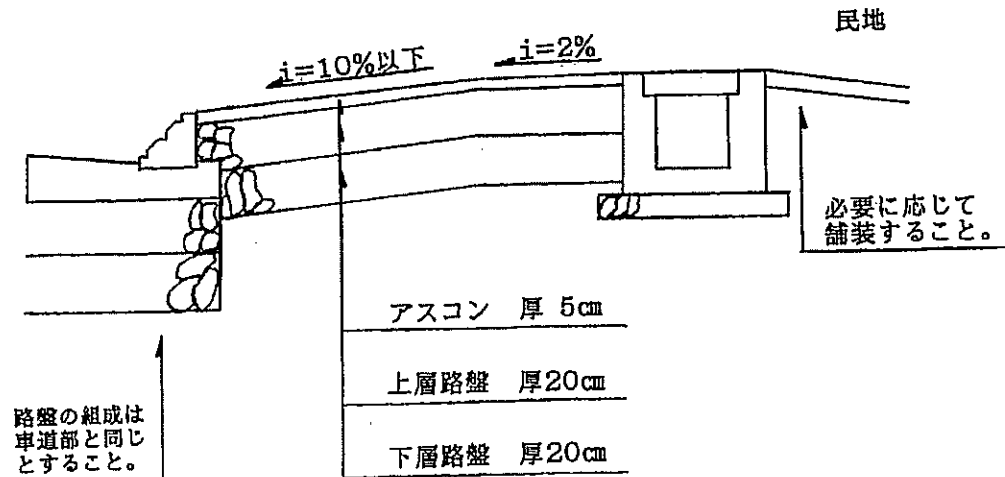
平面図



A-A'断面図

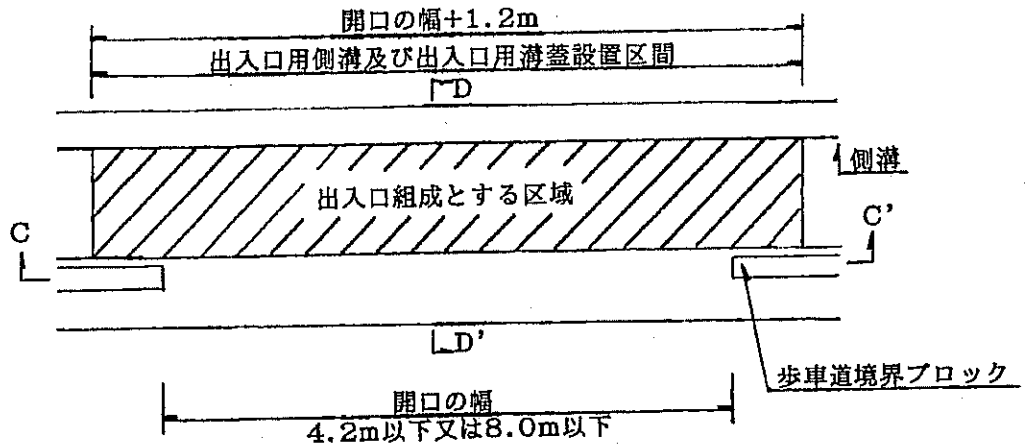


B-B'断面図

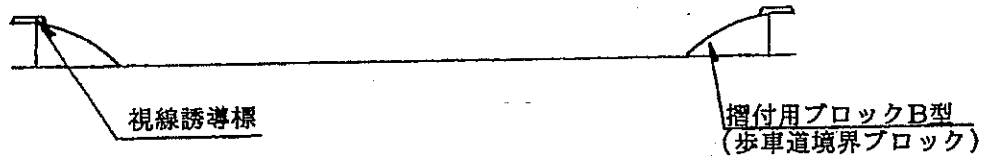
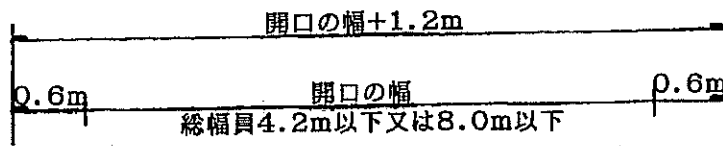


## 別図第2 フラット式

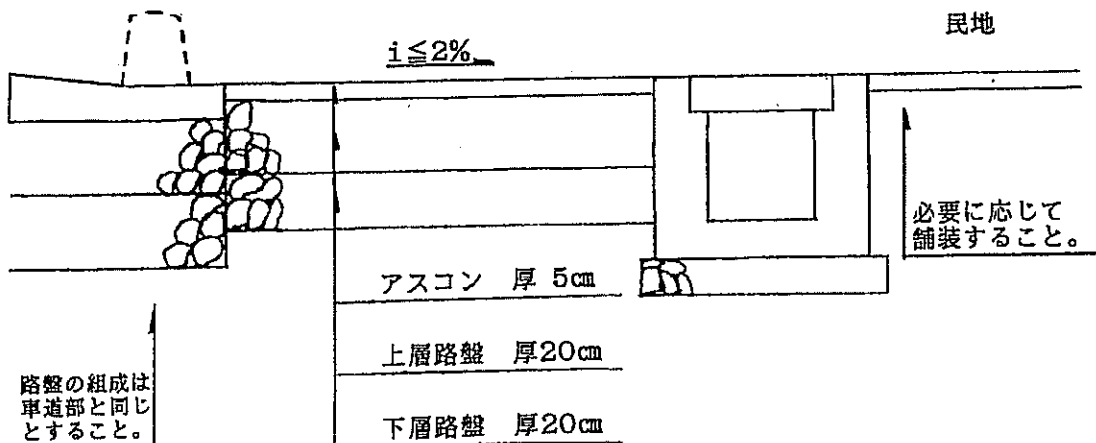
平面図



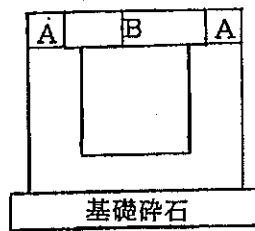
C-C'断面図



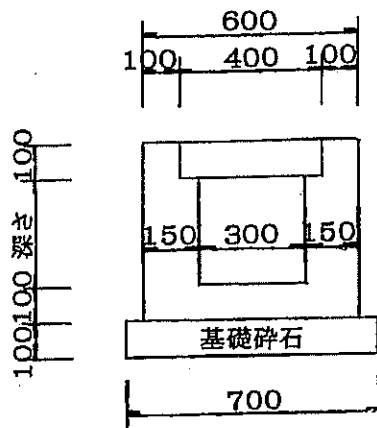
D-D'断面図



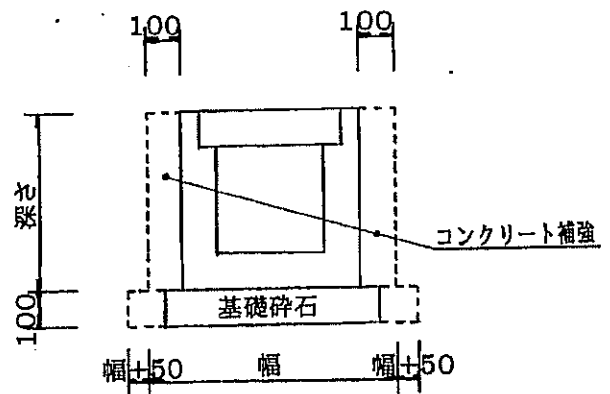
別図第3-1



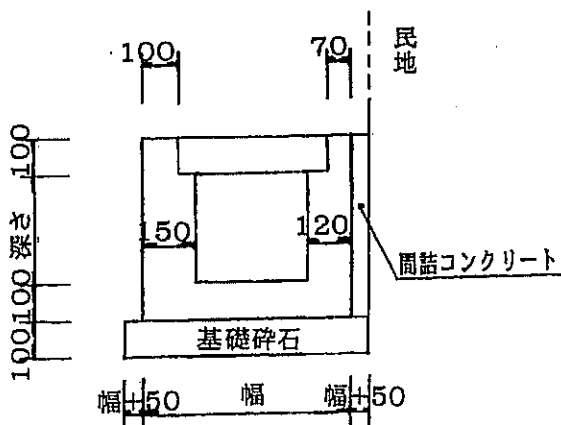
別図第3-2 (横断用側溝)



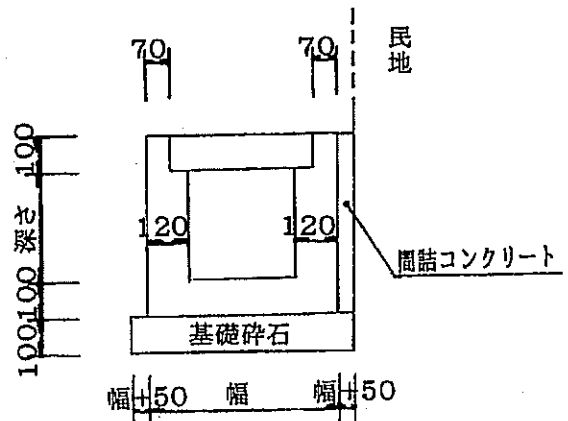
別図第3-3 (コンクリート補強)



別図第3-4 (歩道がない箇所)

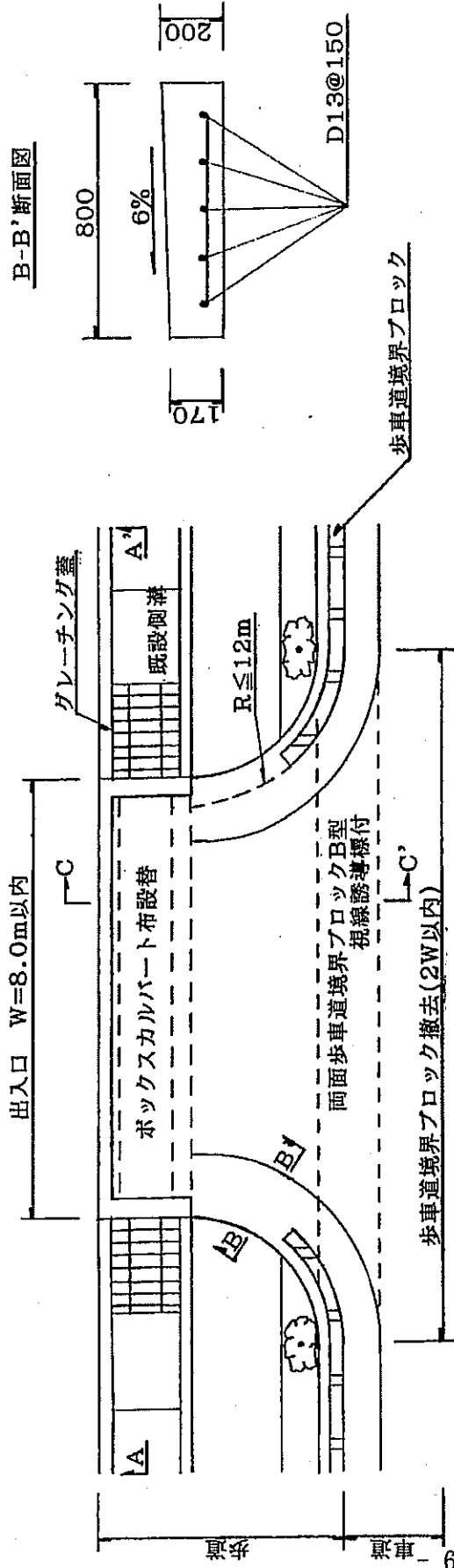


別図第3-5 (歩道がある箇所)

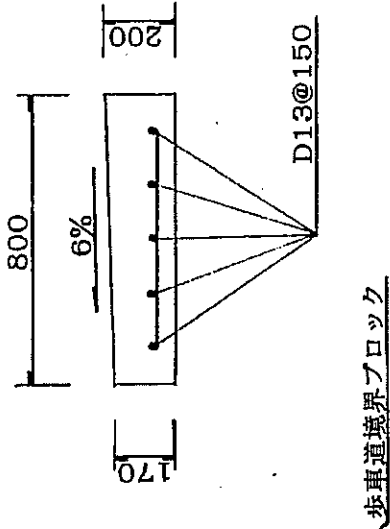


別図第4 大型自動車出入口

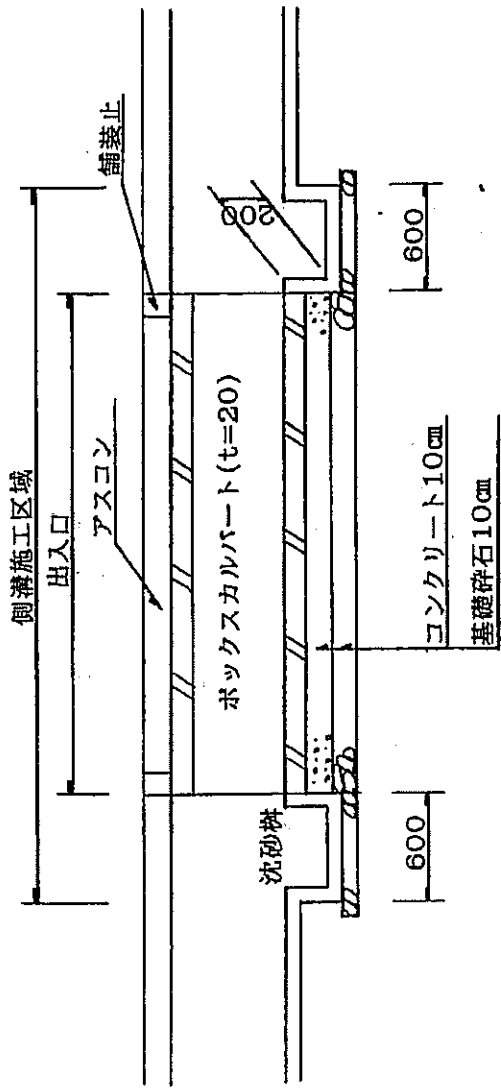
平面図



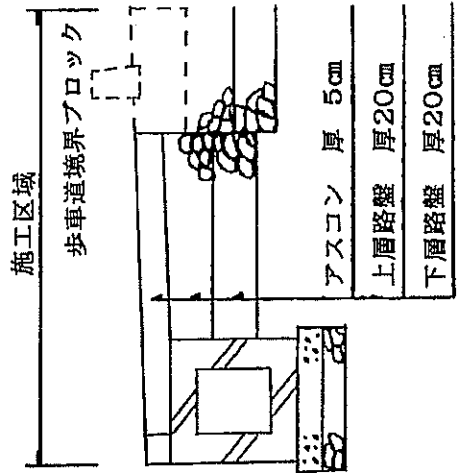
B-B'断面図



A-A'断面図

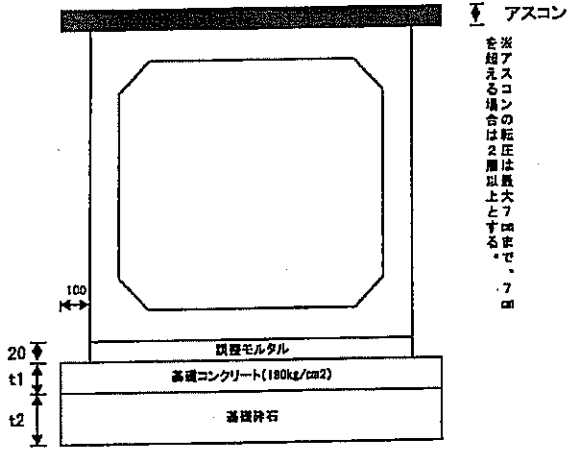


C-C'断面図



# 別図第5

ボックスカルバート設置標準断面図

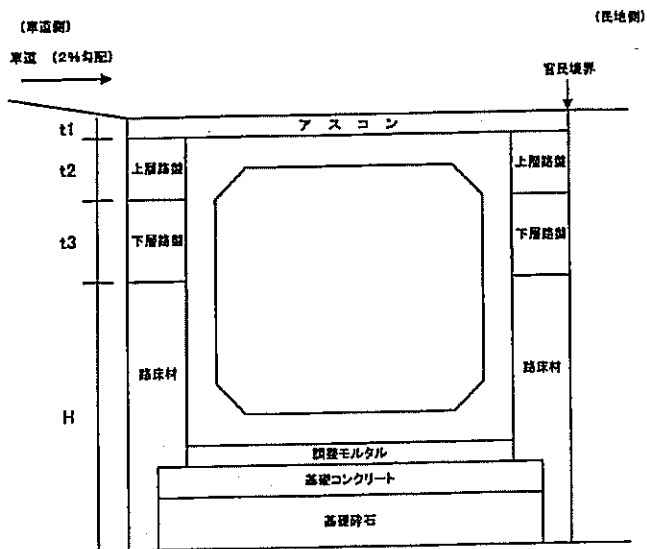


| 基礎の厚さ                   | (単位:mm) |     |     |
|-------------------------|---------|-----|-----|
|                         | サイズ     | t1  | t2  |
| 600 × 600~1000 × 1000   |         | 100 | 150 |
| 1100 × 1100~2000 × 2000 |         | 150 | 200 |
| 1800 × 2200~2500 × 5000 |         | 200 | 250 |

〈全国ボックスカルバート協会規格型〉

社団法人 日本下水道協会認定適用資器材(Ⅱ類)

復旧断面図



※ 道路側及び民地側の舗装厚(t1・t2・t3)は、道路管理者と別途協議する。